

箕面市議会政務活動費の 用途に関する内規

平成25年(2013年)3月1日施行

平成26年(2014年)12月2日改定

平成28年(2016年)3月25日改定

最終：平成30年(2018年)12月20日改定

【平成30年(2018年)12月18日適用】

〈内規等の制定履歴〉

市政調査研究費交付要綱(昭和61年6月から平成13年3月)

箕面市議会政務調査費の用途に関する内規(平成13年4月から平成25年2月)

箕 面 市 議 会

箕面市議会政務活動費の使途に関する内規

改定版適用日：平成30年12月18日

使途基準項目	小項目	支出の可否	留意事項及び事例	
調査研究費				
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○		
調査委託費	委託料	○	業務委託料、弁護士費用・コンサルタント費用等	
資料作成費	資料代・資料作成費	○	電子書籍は可	
	現地調査報告書作成費	○		
	記録費用	○	記録メディア代・ビデオ代、写真現像代、カメラ等機器のレンタル代	
旅費	日当	○	箕面市職員旅費条例を準用する	
	宿泊費	○	同 上	
	交通費		○	同 上
			○	損害保険料(旅行保険)は不可 (留意事項)
			○	ア 旅費の支出伝票には旅費明細書(様式1、様式2)を貼付する
			○	様式1: 宿泊を要する出張又は鉄道170km以上、水路85km以上若しくは陸路 41km以上の出張
			○	様式2: 様式1を使用しない場合の出張
			○	イ 様式1による出張をした議員は出張報告書(様式3)を会派代表者に提出しなければならない
		○	ウ 様式2による出張をした議員は用務を記載するとともに、会議開催通知などの写しを会派代表者に提出しなければならない。	
		タクシー代	○	経済的又は効率的な場合若しくは公共交通機関のない場合
		レンタカー代	○	同 上
		自家用車	○	同 上
	ガソリン代等	○	レンタカー、自家用車が認められる場合	
		○	ガソリン代・軽油代	
	高速道路通行料	○	タクシー、レンタカー、自家用車が認められる場合	
	駐車場代	○	同 上	
	海外視察	○	箕面市職員旅費条例を準用	

使途基準項目	小項目	支出の可否	留意事項及び事例
研修費			
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○	
講師謝金	謝金	○	
	謝礼	○	金券、物品
出席者負担金・会費	出席者負担金	○	・政党・政治団体・各種団体の会費的なものは不可 ・政党・政治団体等主催のものは不可
	参加会費		
テキスト代	テキスト代	○	
	材料費		
	資料作成費		
旅費	日当	○	箕面市職員旅費条例を準用する
	宿泊費	○	同上
	交通費	○	調査研究費の例による
茶菓子代	お茶、茶菓子代	○	議員のみによる飲食は不可
	弁当等	○	講師賄い(1人一回3,000円以内)
その他	講習経費	○	インストラクター派遣費、講習器材・材料、テキスト・資料代
	記録費用	○	記録メディア代・ビデオ代、写真現像代、カメラ等機器のレンタル代
	研修結果報告書作成費	○	
会議費			
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○	
茶菓子代	お茶、茶菓子代	○	議員のみによる飲食は不可
その他	資料代・資料作成費	○	
	記録費用	○	記録メディア代・ビデオ代、写真現像代、カメラ等機器のレンタル代
	会議結果報告書作成費	○	
	交通費	○	調査研究費の例による
資料作成費			
印刷製本費		○	
翻訳料		○	
その他	原稿料	○	
	記録費用	○	記録メディア代・ビデオ代、写真現像代、カメラ等機器のレンタル代
資料購入費			
新聞		○	同一新聞購入は必要最小限度にとどめるものとする 電子書籍は可
雑誌			
定期刊行物購入費			
図書		○	同上 (留意事項) ・購入した図書の表紙の写しを支出伝票に添付するものとする。

使途基準項目	小項目	支出の可否	留意事項及び事例
広報費			
広報紙等発行費	市政報告書等配布費	○	<p>市政報告書等の発行</p> <p>ア 発行者 ① 会派名 ② 会派名による議員個人</p> <p>イ 内容 ① 市政に関する調査研究などの報告 ② 市議会における審議の経過、結果などの報告</p> <p>(留意事項)</p> <p>・市政報告書等を発行しようとするときは、事前に当該報告書等1部を議長に提出するものとする。</p>
	印刷料		
	原稿料		
	翻訳料		
ホームページ作成・保守費	委託料	○	<p>ホームページの作成及び管理</p> <p>ア 作成者 会派名(議員個人によるものは対象外)</p> <p>イ 内容</p> <p>必須項目 ① 市政に関する調査研究などの報告 ② 市議会における審議の経過、結果などの報告</p> <p>任意項目 ① 会派所属議員の氏名 ② 会派所属議員の市議会での現在の役職名 ③ 会派所属議員の顔写真(顔写真の大きさは、議会報程度) ④ 市民等からの意見を聴取するための「問い合わせフォーム」 ⑤ 箕面市及び会派所属議員個人のウェブサイトへのリンク設定</p> <p>ウ 対象 以下の条件を満たすホームページとする。</p> <p>① 上記、「イ」内容」の必須項目①又は②の記載があり、その内容が当該年度中に更新されていること。 ② 上記「イ」内容」に掲げられている項目のみで構成されていること。</p> <p>(留意事項)</p> <p>・ホームページを更新したときは、すみやかに更新したページを印刷し、議長に1部を提出するものとする。</p> <p>・上記「イ」内容」以外のものが含まれるホームページは不可</p>
	管理料・保守料		
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○	
茶菓子代	お茶、茶菓子代	○	議員のみによる飲食は不可
その他	交通費	○	調査研究費の例による
	損害保険料	○	
広聴費			
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○	
印刷費		○	
茶菓子代	お茶、茶菓子代	○	議員のみによる飲食は不可
その他	交通費	○	調査研究費の例による
	損害保険料	○	
	アンケート調査経費	○	

使途基準項目	小項目	支出の可否	留意事項及び事例
要請・陳情活動費			
会場・器材借上料	会場借上・設営費	○	
印刷費		○	
茶菓子代	お茶、茶菓子代	○	議員のみによる飲食は不可
旅費	日当	○	箕面市職員旅費条例を準用
	宿泊費	○	同上
	交通費	○	調査研究費の例による
人件費			
アルバイト雇用賃金		○	政党・選挙活動に従事させない (留意事項) 社会保険料・雇用保険料・源泉徴収
事務費			
事務用品・備品・事務機器の購入	セットアップ費用	○	会派控室に設置するものに限る ・電子書籍リーダー・タブレットパソコンの購入を可とするが、個人使用の場合は不可
	搬入・設置費	○	・備品(2万円以上の物品)の管理は会派で行うこと
事務用品・備品・事務機器のリース料		○	会派控室に設置したものに限る
事務用品・備品・事務機器の修繕料	修繕料	○	会派控室設置の機器に限る
	保守料	○	
コピー代		○	
通信費	携帯電話通信料	×	通信事業者との契約は個人・法人のどちらかでの契約となり、市民から不透明な支出項目と受け止められかねない。また、会派控室では無線方式のインターネット環境が整備されることから左記の経費は不要となる。(その他:インターネット接続料、携帯電話使用料、電話使用料など)
	プロバイダ加入料	×	
郵便料	切手代、ハガキ代	○	公職選挙法違反にかかるものは不可
送料	小包、宅配便	○	
コンピュータソフトウェア購入費		○	会派控室設置の機器に限る
その他	振込・送金等手数料	○	
	高速道路通行回数券等	×	
	車両リース代	×	
	燃料費(自家用)	×	
	プリペイドカード	×	
	図書券・商品券	×	
	名刺印刷代	×	左記項目以外に公職選挙法違反にかかるものは不可

《共通》

*クレジットカードの使用は可。

①基準日は、発注日とする。

②領収書の添付を基本とする。どうしても領収書が発行されない場合は、購入品目が明記されている明細書及び支払証明書を添付する。

*改定版の施行日は平成30年12月20日とし、改定事項適用日は平成30年12月18日とする。